

# 木材共同販売規程

## 山形県森林組合連合会

(目的)

### 第1条

山形県森林組合連合会(以下「連合会」という。)は木材の共同販売制度(以下「木材共販」という。)の実施を図り、組合系統の販売体制を確立し、会員及び所属員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(販売方法)

### 第2条

- 1 木材販売は、会員及び所属員、または連合会が認める者の木材を、市売または随時販売にて行うものとする。
- 2 市売の方法は、入札またはセリ売りとする。
- 3 随時販売の方法は、相対取引とする。

(市売の日時等)

### 第3条

- 1 市売は、連合会が指定した場所及び時刻に行う。
- 2 売払いの決定は、連合会の売値価格に達した場合とし、買受者の入札の最高値をもって落札とし、同札の場合は抽選により買受者を決定する。
- 3 不落材については、再入札またはセリ売りにて行う。

(買受者に対する規程)

### 第4条

- 1 買受者は、木材業、製材業、工務業及び会長が認めた者とする。
- 2 市売及び随時販売による買受者は、売払いの日より30日以内に代金を現金で納入の上、買上材を引き取るものとする。ただし、以下の買受者については、代金納入前に買上材の引取りが出来るものとする。
  - (1) 木材共販保証金10万円以上を連合会に預託している買受者。
  - (2) 連合会が認めた買受者。
- 3 買上材の引取りに際し、連合会の施設を利用する場合は、施設利用料として、立方メートル当り360円を支払うものとする。
- 4 売払材は、農林規格に基づき、連合会にて公正検知したものとする。
- 5 買受者は、品質、数量、その他現物確認の上、買受するものとし、買受後の現物については、原則として、連合会は責任を負わないものとする。
- 6 買受者がこの規程に違反する行為があったときは、連合会との取引を停止、または、制限することができるものとする。